

国際観光産業振興議員連盟(IR 議連) 総会 次第

平成 26 年 10 月 16 日
午前 8 時 30 分

衆議院第二議員会館
多目的会議室

(開会までに改訂版 PR DVD の紹介)

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 来賓挨拶
IR (統合型リゾート) 推進協議会準備委員会より
 - ・北海道 山谷 吉宏 副知事
 - ・長崎県 里見 晋 副知事
 - ・サントリーホールディングス株式会社
代表取締役社長 新浪 剛史 様
4. IR 推進法案の修正の方向性について
5. 「基本的な考え方」改訂について
6. 各党の審議状況及び国会審議について
7. その他
8. 閉会

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する修正案要綱

政府は、外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、カジノ施設に入場することができる者の範囲の設定その他のカジノ施設への入場に関し必要な措置を講ずるものとする。

(第十条第二項関係)

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する修正案

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案の一部を次のように修正する。

第十条に次の一項を加える。

- 2 政府は、前項に定めるもののほか、外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、カジノ施設に入場することができる者の範囲の設定その他のカジノ施設への入場に関し必要な措置を講ずるものとする。

○特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する修正案 新旧対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
(カジノ施設の設置及び運営に関する規制) 第十条 〔略〕 2 政府は、前項に定めるもののほか、外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、<u>カジノ施設に入場することができる者の範囲の設定その他のカジノ施設への入場に関し必要な措置を講ずるものとする。</u>	(カジノ施設の設置及び運営に関する規制) 第十条 〔同上〕 〔新設〕

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（修正後のイメージ）

（カジノ施設の設置及び運営に関する規制）

第十条 （略）

2 政府は、前項に定めるもののほか、外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、カジノ施設に入場することができる者の範囲の設定その他のカジノ施設への入場に関し必要な措置を講ずるものとする。

（入場料）

第十三条 国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 特定複合観光施設区域の整備の推進に関し基本となる事項

第一節 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針（第六条―第十条）

第二節 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務（第十一条）

第三節 納付金等（第十二条・第十三条）

第三章 特定複合観光施設区域整備推進本部（第十四条―第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基

本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設（別に法律で定めるところにより第十一条のカジノ管理委員会の許可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置され、及び運営されるものに限る。以下同じ。）及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であつて、民間事業者が設置及び運営をするものをいう。

2 この法律において「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設を設置することができる区域として、別に法律で定めるところにより地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域をいう。

(基本理念)

第三条 特定複合観光施設区域の整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運

営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、次章の規定に基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後一年以内を目途として講じなければならない。

第二章 特定複合観光施設区域の整備の推進に関し基本となる事項

第一節 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針

（国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等）

第六条 政府は、特定複合観光施設区域が地域の特性を生かしつつ真に国際競争力の高い魅力ある観光地の形成の中核としての機能を備えたものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興）

第七条 政府は、特定複合観光施設区域の整備により我が国の観光産業等の国際競争力の強化及び就業機会の増大その他の地域における経済の活性化が図られるよう、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

（地方公共団体の構想の尊重）

第八条 政府は、地方公共団体による特定複合観光施設区域の整備（特定複合観光施設の設置及び運営をすすめる事業者の選定を含む。）に係る構想のうち優れたものを、特定複合観光施設区域の整備の推進に反映するため必要な措置を講ずるものとする。

（カジノ施設関係者に対する規制）

第九条 カジノ施設の設置及び運営をしようとする者（当該カジノ施設の設置及び運営に係る事業に従事しようとする者を含む。）、カジノ関連機器の製造、輸入又は販売をしようとする者並びにカジノ施設において入場者に対する役務の提供を行おうとする者（以下「カジノ施設関係者」という。）は、別に法律で定めるところにより、第十一条のカジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない。

（カジノ施設の設置及び運営に関する規制）

第十条 政府は、カジノ施設の設置及び運営に関し、カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

一 カジノ施設において行われるゲームの公正性の確保のために必要な基準の作成に関する事項

二 カジノ施設において用いられるチップその他の金銭の代替物の適正な利用に関する事項

三 カジノ施設関係者及びカジノ施設の入場者から暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者を排除するために必要な規制に関する事項

四 犯罪の発生の予防及び通報のためのカジノ施設の設置及び運営をする者による監視及び防犯に係る設備、組織その他の体制の整備に関する事項

五 風俗環境の保持等のために必要な規制に関する事項

六 広告及び宣伝の規制に関する事項

七 青少年の保護のため必要な知識の普及その他の青少年の健全育成のために必要な措置に関する事項

八 カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い悪影響を受けることを防止するための必

要な措置に関する事項

第二節 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務

第十一条 カジノ管理委員会は、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行うものとする。

第三節 納付金等

(納付金)

第十二条 国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収することができるものとする。

(入場料)

第十三条 国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。

第三章 特定複合観光施設区域整備推進本部

(設置)

第十四条 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、特定複合観光施設区域整備推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する総合調整に関すること。
- 二 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。

- 三 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

（組織）

第十六条 本部は、特定複合観光施設区域整備推進本部長、特定複合観光施設区域整備推進副本部長及び特定複合観光施設区域整備推進本部員をもって組織する。

（特定複合観光施設区域整備推進本部長）

第十七条 本部の長は、特定複合観光施設区域整備推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理

大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（特定複合観光施設区域整備推進副本部長）

第十八条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（特定複合観光施設区域整備推進本部員）

第十九条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第二十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定

する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（特定複合観光施設区域整備推進会議）

第二十一条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

3 推進会議は、特定複合観光施設区域の整備の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議し、本部長に意見を述べるものとする。

4 推進会議は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

5 本部長は、第三項の規定による意見に基づき措置を講じたときは、その旨を推進会議に通知しなければならない。

ならない。

(事務局)

第二十二条 本部の事務を処理させるため、本部に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合かつ集中的に行うことが必要である。これが、この法律案を提出する理由である。

特定複合観光施設区域整備法案(仮称)～IR 実施法案～に関する 基本的な考え方

平成26年10月16日改訂
国際観光産業振興議員連盟

1. カジノを含む IR の実現、実施に関する基本的な考え方

●IR は観光振興、地域振興に資する成長戦略の一つのツールである

統合型リゾート(Integrated Resort, 略称 IR)とは宿泊施設、会議施設、飲食施設、物品販売施設等とともに、カジノやその他のエンターテインメント施設等を含む複合的な観光施設をいい、都市や観光地において、観光客、ビジネス客、一般市民等を顧客とする高規格、集合的な集客施設群である。IR は、都市や観光地の魅力を高め、観光客、ビジネス旅客の集客を可能にし、施設整備に伴う建設需要、整備・運営に伴う雇用効果、運営に伴う税収効果、集客に伴う消費効果等の様々なシナジーにより地域経済を活性化し、再生する効果をもたらすことが期待されている。**日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日策定)**において、政府は 2030 年までに訪日外国人 3000 万人を目標としており、IR の整備は国の成長戦略に位置付けられるべきものであり、2020 年東京オリンピック・パラリンピックに間に合うよう、最大限努力すべきである。

●カジノ・エンターテインメントを、適切に管理することにより健全、安心、安全な大人の娯楽の場を提供する

IR の一部を構成するカジノ・エンターテインメント施設は、現行の刑法では禁止されている賭博行為を提供する施設となるが、適切な規制と監視の仕組みを制度として設け、その施行を厳格に管理することにより、健全、安心、安全な大人の遊興とすることができ、それが先進国の事例では立証されている。健全、安心、安全なエンターテインメントとしてのカジノを提供できる制度的な枠組みを設け、そのもたらすデメリットを管理しつつ、最大限のメリットを国や地方自治体、地域社会が享受できることを立法の目的とする。

●IR の設置総数・設置区域は限定し、慎重かつ段階的な導入を図る

カジノを含む IR は、全国津々浦々に設置すべき施設ではない。わが国におけるその施設総数・設置区域を明確に限定し、かつ、その着実な施行を確認して、段階的に

設置することを基本とする。その際、「大都市型」、「地方型」の二類型が構想されることが望ましい。**大都市のみならず地方への設置も検討することが望ましい。**

●地方公共団体の申請に基づき、国が IR の設置区域・地点を指定する

カジノを含む IR が設置される区域・地点の指定は、地方公共団体による提案・申請をもとに、国がこれを評価・判断し、指定する。**この際、国は IR 推進について基本方針を策定するなどその方向性を示す必要がある。**カジノはこの IR の内部でのみ、その施行が可能となる。

●カジノの施行は民設民営を基本とし、区域指定を受けた地方公共団体が民間事業者を選定する

指定を受けた地方公共団体は、IR を自らの費用とリスクによって整備し、運営する民間事業者を公募により選定することを基本とする。

●選定された民間事業者は別途、国から免許を取得する必要がある

選定された民間事業者は、別途、国に対し申請し、廉潔性、適格性等の審査を経て、免許を取得できた場合、初めてカジノ施設の運営ができることとし、民間事業者による運営行為は国による厳格な規制と監視の対象とする。

●規制と監視のために国の規制機関を新たに設ける

カジノの運営を規制し、監視するために、国の規制機関としてカジノ管理委員会を設ける。カジノ管理委員会は、国家行政組織法第 3 条に基づく行政委員会とし、内閣府の外局に設置する。同委員会は、立法府・行政府から独立した権限を保持する国の機関として、運営詳細に関する規則を制定し、カジノ施設とその運営に関与する主体の免許・認証付与、認可及びカジノの施行の監視、監督、違法行為摘発等を担う。

●国民の懸念を払拭し、国民の理解と支持を得られる制度構築を図る

実施法の策定に際しては、賭博行為が社会にもたらしうる危害やリスク等を徹底的に排除する考えや、危害を最小化する、あるいはたとえ危害が生じてもその影響をできる限り縮小化する様々な考えや手法を採用することを前提とする。特に、不正や組織悪等を完璧に排除すること、地域環境の健全化や公共秩序の安全を維持すること、

青少年への否定的な影響を断ち切ること、賭博依存症患者等に対する積極的な対応措置を講ずることを前提とする。

2. IR 実施法制定へ向けての基本的な考え方

●観光振興と国・地方の経済の活性化、財政への寄与を目的とする

国際競争力のある魅力ある観光地の形成により、内外の観光客数を増大し、地域経済の振興を図るために、国により指定された地域に限り、金銭を賭すエンターテインメントとしてのカジノを提供する施設を核とした複合観光施設（統合型リゾート、IR）の整備を図り、その収益の一部をもって地域経済の振興と少子高齢化に直面した国の財政に資することのほか、社会保障の充実や文化芸術の振興、ならびにその発信力の強化に資することとクールジャパンの推進に資することを目的とする。

●特定複合観光施設と特定複合観光施設区域の指定

カジノ施設、宿泊施設、会議場施設、展示施設、リクリエーション施設、飲食施設、物品販売施設等地域の観光振興に資する集客施設群を「特定複合観光施設」（これがIRとなる。但し、IRは法律上の定義ではない）と定義し、一定の条件の下にかかる施設を設置できる区域として、地方公共団体ないしはその一部事務組合の申請に基づき、主務大臣が指定する区域を「特定複合観光施設区域」と定義する。この区域・施設の内部においてのみ、カジノ施設の設置と施行ができる。

●特定複合観光施設区域の数と指定の在り方

特定複合観光施設区域及びその中に設置されるカジノを含む特定複合観光施設は、カジノ施行の安全性、安定性、健全性を担保し、その政策的効果を確実にするために、設置される区域総数及び施設総数を限定する。かつ、当面の間、国際的、全国的な視点から、観光振興並びに経済振興の効果を発揮できる可能性の高い地域を優先し、地理的な分散を考慮した上で、施行区域を限定し、実施法制定後の最初の認定区域は2、3箇所程度で限定的に施行し、効果、課題を十分に評価、検証しながら、その着実な施行を確認した後に、段階的に施行数を増やしていく考え方を基本とする。

区域・施設の総数を限定する施策は、公平性、透明性のある判断基準、手続きにより、地方公共団体に不公平感が生じない配慮をした制度設計が必要である。

●地方公共団体による民間事業者の選定

地方公共団体は、競争性、公平性を具備した公募手順に基づき、特定複合観光施設区域において特定複合観光施設の開発、整備、運営を自らの費用とリスクで担う民間事業者を選定し、当該区域にかかる施設を設置させることができる。その際、設置の条件を地方公共団体と民間事業者との間で取り決める。地方公共団体と民間事業者の関連する協定は、国の規制機関の認証を必要とする。**また、地方公共団体は、IR設置後、カジノが社会に与えるマイナスの影響やリスクを最小限に抑制するよう取り組んでいくことが望まれる。**

●国の規制機関としてのカジノ管理委員会の役割

カジノ管理委員会は3条委員会として、内閣府の外局として設置され、国民に安全、健全、公正なゲームを提供するために、カジノの運営に関する詳細規則等を制定するほか、悪、組織悪、不正等の介在を防止し、地域社会の公序良俗を保持するために必要な施策を講ずる。かつ、健全、安全なカジノの施行が確保できるように、カジノの運営等に直接的、間接的に関与する民間主体等を審査し、免許、許可、認証等を付与し、**都道府県警察と協力の下**、運営の監視、検査、監督、**査察**、関連する違法行為の摘発等を担うことを主たる任務とする。

●カジノを施行する民間事業者は免許を取得しなければならない

地方公共団体より選定された民間事業者が、特定複合観光施設にてカジノの施行を要望する場合には、国際基準と同等の所定の書式、手続きに基づき、別途、国の規制機関となるカジノ管理委員会に申請し、免許を取得しなければならない。カジノ管理委員会は、民間事業者による費用負担に基づき、背面調査、審査を実施し、当該民間事業者の適格性を検証の上、免許を与えるか、この申請を拒否できる。

同様に、当該民間主体の5%以上の有効議決権を保持する主要株主、経営者、主要管理職及び、直接的・間接的にゲームの運営に関与する職員は、すべからくこれら業に従事するに際し、国際基準と同等の所定の書式、手続きに基づき、カジノ管理委員会に申請し、その背面調査・審査を受け、免許を取得しなければならない。

●免許の前提として、欠格要件と適格要件を定義する

カジノの施行を担う民間事業者に関しては、不適切な者を排除するために欠格要件を定義するが、同時に法遵守の組織内体制や、高い社会的責任、高潔な倫理観、

社会的信用度、財政的資力や資金調達力、運営・経営能力、経験等の適格要件が国の機関となるカジノ管理委員会により定められ、これを満たすことが免許付与の前提となる。

●民間事業者に付与された免許は違法行為等の場合には取り消す

カジノ管理委員会は、法が定める一定の事象が生じた場合、催告をもって施行者に対し、その是正、修復を求めたり、適切な履行を求めたりすることができるとともに、施行者に対する免許を一時的に停止したり、取り消すことができる。

カジノ管理委員会により、施行者の免許が取り消され、地方公共団体と当該施行者との協定が解除される場合には、地方公共団体は、カジノ管理委員会の許可を得て、施行者の資産を第三者に継承させることを前提に、新たな施行者を選定する手順を踏むことができる。

●査察官制度を設け、特別司法警察官としての権限を与える

カジノ管理委員会に専任の事務局を設けるとともに、その職員のうちから内閣総理大臣が、査察官を任命する。同査察官はカジノ管理委員会の長の指揮監督を受け、カジノに係る犯罪につき、刑事訴訟法の規定による特別司法警察官として職務を担うものとする。査察官は施行者の施設等への立ち入り、運営・警備・監視システムの閲覧・監視、財務・会計資料等の閲覧等のカジノの運営全般に関する包括的な監視を実施し、カジノに係わる不正行為・違法行為等を摘発し、器具等の一時停止や現状保全命令を出せるとともに、逮捕特権を保持することとする。

●施行に使用する関連機械、システム、器具等の製造事業者、施行に係わるサービス提供事業者等も免許の対象とする

施行に使用される関連機械、システム、器具等を製造し、販売する事業者、施行に関するサービス提供事業者は、当該企業及び関連する役職員は、企業及び個人いずれもが、カジノ管理委員会が定める国際基準と同等の書式、手順に基づき、別途カジノ管理委員会に申請し、その審査を経て、免許を取得しなければ、当該業務に従事することはできないことを基本とする。

●施行に使用する機械、システム、器具等は全て認証の対象とする

カジノ管理委員会は、カジノ施設内でゲームに用いられる機械、器具、用具、システ

ム等の形式、技術標準、技術上の規格等を規則として定めるものとし、施行者はカジノ管理委員会が定める技術標準、技術上の規格に準拠し、同委員会が認証する以外の機械、器具、用具、システム等を用いてはならないことを基本とする。

●運営に関するあらゆる行為は規制と認証の対象とする

カジノ施設内で規制の対象となるゲーミング区域におけるあらゆる行為は原則規制の対象となり、カジノ管理委員会による認可、認証の対象となる。かつ、これら行為は全て監視の対象とする。また、カジノ管理委員会は、施行者、施行に直接的に関与する者、及び顧客が遵守すべきカジノ施設の運営等に関する詳細規則を定めることができる。但し、カジノ管理委員会が定める規則は、国際的慣行・標準に適う内容であることを基本とする。

●施行に伴う納付金等及びその用途

施行を担う民間事業者は、少子高齢化に直面した国の財政に資することを目的に、また国民がその便益を享受できるように、施行に伴う施行者勝ち分売り上げの一定率を納付金として、国に納付しなければならない。国は、この納付金の一部を社会保障の充実や文化芸術の振興等のために当てることができるものとする。

地方公共団体は、国とは別個に、施行者勝ち分売り上げの一定率を国の取り分率を上限にして、別途条例で定めることにより、納付金として徴収できる。この場合、立法の趣旨に則り、予め条例にて、納付金の用途を定めなければならないものとする。

●入場料を賦課できるものとする

国及び地方公共団体は、各々政令ないしは条例で定めることにより、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。諸外国に事例があるように、内国人に限って入場料を課する施策には、一定の抑止効果を期待することができる。

3. 社会的関心事への対応

エンターテインメントとしてのカジノの楽しさと面白さを損ねることなく、過度の賭博消費を促すことを抑止し、健全性、安全性を担保したバランスの取れた健全な施行を心がけることが、国民の信頼と信任を得ることに繋がる。

●暴力団組織の介入や犯罪の温床になること等を断固、排除する

カジノ施行に係わる参入要件と行為規制を厳格に規制し、関与する個人・法人の清廉潔癖性と遵法性を厳格に要求することにより、暴力団組織等による介入を完璧に排除することができる。また、施行に係わる規則等も厳格にその履行と遵守・監視を担保する仕組みを構築すれば、カジノが犯罪の温床になるということはありません。

また、カジノ管理委員会との連携により、入場者全員の本人確認を義務付けることにより、暴力団組織等に関係する者の入場を完全に排除するものとする。

●マネーロンダリング（資金洗浄）を防止する。

カジノ施設は諸外国では国際機関である FATF(金融行動タスクフォース)勧告に基づき、疑似金融機関と位置付けられており、一定金額以上の賭け金行動をする個人の本人確認、疑わしい行為等の規制当局に対する報告義務等マネーロンダリングを防止する枠組みが法定されている。わが国も FATF 勧告に基づく制度が存在し、カジノ施設をこの中に追加することにより、先進諸外国と同等の規制によりマネーロンダリングを防止することとする。

~~また、マネーロンダリング対策として有効とされるカジノ施設内での現金、チップを使用しないキャッシュレスシステムについて、導入を検討することとする。~~

●地域風俗環境悪化、公序良俗の乱れを防止する

カジノにてゲームが行われる区域は、厳格な管理規制区域となり、この区域におけるあらゆる行為は規制と監視の対象となる。IR は高規格の施設群となり、カジノはその一部を構成する遊興施設となるため、カジノの存在自体が、地域風俗環境の悪化をもたらしたり、公序良俗の乱れをもたらしたりするということは、想定しにくい。施設内外は、当然のことながら、監視、警備の対象となり、**地方警察組織都道府県警察**との連携、協力により、施設内外の地域の環境悪化を防止し、秩序を維持することが全ての基本となる。

●青少年への悪影響を防止する

カジノとは成人が自己責任の下で為す遊興でもあり、制限区域に顧客が入場する際、施行者に対し、入場者全員の本人確認を義務付けることにより、青少年による入場を完全に排除するものとする。

●カジノ施設への日本人の入場については、一定の条件・規制を設けることとする

IRの目的が国内外の観光客を集客する国際競争力の高い観光地の形成、地域経済の活性化にあることから、カジノ施設が社会に及ぼす社会的問題を最小限に抑制する対策を講ずることを前提に、カジノ施設への日本人の入場については、一定の条件・規制(入場料、排除プログラム、成人等)を設けることについて検討する。

●賭博依存症患者の増大を防止し、その対策のための機関を創設する

我が国では、既存の公営賭博等や遊技にも既に同じ社会事象が存在することが知られており、これらをも含む形での国としての対応を早急に措置することが必要である。制度として賭博行為を認めている以上、一定の社会的セフティーネットを構築することが当然である。このため、公営賭博分野を含めた調査の実施と実態の把握、依存症問題対応のための国の機関を創設し、中長期的な対応策や短期的対処プログラムの策定、調査研究の奨励、治療やカウンセリング体制具備のための支援を行うこととし、その財源にはカジノからの納付金収益の一部をあてるものとする。

また、先進諸外国で制度化されている賭博依存症の症状にある顧客本人ないしはその家族の要請に基づき、当該顧客をカジノに立ち入らせることを禁止する予防措置(自己排除プログラムならびに家族強制排除プログラム)については、導入を積極的に検討するものとする。

国際観光産業振興議員連盟 (IR 議連) 役員

最 高 顧 問	小沢一郎 (生・衆)	石原慎太郎 (次・衆)
顧 問	山東昭子 (自・参)	下村博文 (自・衆)
	鳩山邦夫 (自・衆)	平沼赳夫 (次・衆)
	茂木敏充 (自・衆)	保岡興治 (自・衆)
会 長 副 会 長	細田博之 (自・衆)	
	小沢鋭仁 (維・衆)	柿沢未途 (維・衆)
	金田勝年 (自・衆)	河村建夫 (自・衆)
	小坂憲次 (自・参)	櫻井 充 (民・参)
	佐藤茂樹 (公・衆)	鈴木克昌 (生・衆)
	園田博之 (次・衆)	竹本直一 (自・衆)
	伊達忠一 (自・参)	中山恭子 (次・参)
	野田聖子 (自・衆)	羽田雄一郎 (民・参)
	前原誠司 (民・衆)	松田公太 (み・参)
	松野頼久 (維・衆)	柳澤光美 (民・参)
	山本幸三 (自・衆)	吉川貴盛 (自・衆)
幹 事 長 副 幹 事 長	岩屋 毅 (自・衆)	
	秋葉賢也 (自・衆)	秋元 司 (自・衆)
	石関貴史 (維・衆)	今津 寛 (自・衆)
	北村誠吾 (自・衆)	佐藤信秋 (自・参)
	柴山昌彦 (自・衆)	田嶋 要 (民・衆)
	遠山清彦 (公・衆)	葉梨康弘 (自・衆)
	平井たくや (自・衆)	松浪健太 (維・衆)
	村上史好 (生・衆)	笠 浩史 (民・衆)
事 務 局 長 事務局次長	萩生田光一 (自・衆)	
	青木 愛 (生・衆)	伊藤忠彦 (自・衆)
	伊東良孝 (自・衆)	今井雅人 (維・衆)
	上野宏史 (次・衆)	浦野靖人 (維・衆)
	大家敏志 (自・参)	木下智彦 (維・衆)
	國場幸之助 (自・衆)	坂井 学 (自・衆)
	杉田水脈 (次・衆)	武井俊輔 (自・衆)
	田沼隆志 (次・衆)	玉木雄一郎 (民・衆)
	中村裕之 (自・衆)	馬場伸幸 (維・衆)
	三原じゅん子 (自・参)	鷲尾英一郎 (民・衆)

国際観光産業振興議員連盟名簿

平成26年10月15日現在
敬称略

役職	議員名	部屋番号	内線	FAX
	自民党			
	逢沢 一郎	衆1-505	50505	3508-0319
	愛知 治郎	参-623	9950623	6551-0623
	青山 周平	衆2-919	70919	3508-3838
	赤沢 亮正	衆2-1022	71022	3508-3370
副幹事長	秋葉 賢也	衆1-823	50823	3508-3632
副幹事長	秋元 司	衆1-524	50524	3508-3337
	池田 佳隆	衆2-511	70511	3508-3996
	石田 真敏	衆2-313	70313	3581-6992
	石原 宏高	衆1-813	50813	3508-3319
	泉原 保二	衆1-614	50614	3508-3539
事務局次長	伊藤 忠彦	衆2-222	70222	3508-3803
事務局次長	伊東 良孝	衆1-623	50623	3508-7177
	井上 貴博	衆1-323	50323	3508-3239
	猪口 邦子	参-1105	9951105	6551-1105
	井林 辰憲	衆1-919	50919	3508-3427
	井原 巧	参-1219	9951219	6551-1219
	今枝 宗一郎	衆1-422	50422	3508-3860
副幹事長	今津 寛	衆1-313	50313	3508-3204
	岩井 茂樹	参-520	9950520	6551-0520
幹事長	岩屋 毅	衆2-1209	71209	3509-7610
	上杉 光弘	衆2-813	70813	3508-3897
	うえの 賢一郎	衆1-621	50621	3508-3804
	江島 潔	参-1103		
	衛藤 晟一	参-1216	9951216	6551-1216
	遠藤 利明	衆1-703	50703	3592-7660
事務局次長	大家 敏志	参-518	9950518	6551-0518
	太田 房江	参-308	9950308	6551-0308
	大塚 高司	衆2-323	70323	3508-3956
	大塚 拓	衆1-710	50710	3508-3988
	大西 英男	衆2-510	70510	3508-3833
	大野 泰正	参-503	9950503	6551-0503
	大見 正	衆2-422	70422	3508-3902
	奥野 信亮	衆2-1001	71001	3508-3901
	小里 泰弘	衆1-811	50811	3502-5017
	越智 隆雄	衆1-1105	51105	3508-3359
	片山 さつき	参-420	9950420	6551-0420
	勝俣 孝明	衆1-920	50920	3508-3202
	加藤 寛治	衆2-1106	71106	3508-3230
	門 博文	衆2-217	70217	3508-3024
	金子 原二郎	参-1202	9951202	6551-1202
	金子 万寿夫	衆2-213	70213	3508-3811
	金子 恭之	衆2-410	70410	3504-8776
副会長	金田 勝年	衆2-1009	71009	3508-8815
	上川 陽子	衆2-305	70305	3508-3290
	神山 佐市	衆1-1121	51121	3508-3846
	亀岡 偉民	衆1-1006	51006	3508-3638
副会長	河村 建夫	衆2-302	70302	3502-5085
	神田 憲次	衆1-1124	51124	3508-3523
副幹事長	北村 誠吾	衆2-714	70714	3508-3257
	工藤 彰三	衆2-218	70218	3508-3818

国際観光産業振興議員連盟名簿

平成26年10月15日現在
敬称略

役職	議員名	部屋番号	内線	FAX
	自民党			
	逢沢 一郎	衆1-505	50505	3508-0319
	愛知 治郎	参-623	9950623	6551-0623
	青山 周平	衆2-919	70919	3508-3838
	赤沢 亮正	衆2-1022	71022	3508-3370
副幹事長	秋葉 賢也	衆1-823	50823	3508-3632
副幹事長	秋元 司	衆1-524	50524	3508-3337
	池田 佳隆	衆2-511	70511	3508-3996
	石田 真敏	衆2-313	70313	3581-6992
	石原 宏高	衆1-813	50813	3508-3319
	泉原 保二	衆1-614	50614	3508-3539
事務局次長	伊藤 忠彦	衆2-222	70222	3508-3803
事務局次長	伊東 良孝	衆1-623	50623	3508-7177
	井上 貴博	衆1-323	50323	3508-3239
	猪口 邦子	参-1105	9951105	6551-1105
	井林 辰憲	衆1-919	50919	3508-3427
	井原 巧	参-1219	9951219	6551-1219
	今枝 宗一郎	衆1-422	50422	3508-3860
副幹事長	今津 寛	衆1-313	50313	3508-3204
	岩井 茂樹	参-520	9950520	6551-0520
幹事長	岩屋 毅	衆2-1209	71209	3509-7610
	上杉 光弘	衆2-813	70813	3508-3897
	うえの 賢一郎	衆1-621	50621	3508-3804
	江島 潔	参-1103		
	衛藤 晟一	参-1216	9951216	6551-1216
	遠藤 利明	衆1-703	50703	3592-7660
事務局次長	大家 敏志	参-518	9950518	6551-0518
	太田 房江	参-308	9950308	6551-0308
	大塚 高司	衆2-323	70323	3508-3956
	大塚 拓	衆1-710	50710	3508-3988
	大西 英男	衆2-510	70510	3508-3833
	大野 泰正	参-503	9950503	6551-0503
	大見 正	衆2-422	70422	3508-3902
	奥野 信亮	衆2-1001	71001	3508-3901
	小里 泰弘	衆1-811	50811	3502-5017
	越智 隆雄	衆1-1105	51105	3508-3359
	片山 さつき	参-420	9950420	6551-0420
	勝俣 孝明	衆1-920	50920	3508-3202
	加藤 寛治	衆2-1106	71106	3508-3230
	門 博文	衆2-217	70217	3508-3024
	金子 原二郎	参-1202	9951202	6551-1202
	金子 万寿夫	衆2-213	70213	3508-3811
	金子 恭之	衆2-410	70410	3504-8776
副会長	金田 勝年	衆2-1009	71009	3508-8815
	上川 陽子	衆2-305	70305	3508-3290
	神山 佐市	衆1-1121	51121	3508-3846
	亀岡 偉民	衆1-1006	51006	3508-3638
副会長	河村 建夫	衆2-302	70302	3502-5085
	神田 憲次	衆1-1124	51124	3508-3523
副幹事長	北村 誠吾	衆2-714	70714	3508-3257
	工藤 彰三	衆2-218	70218	3508-3818

国際観光産業振興議員連盟名簿

平成26年10月15日現在
敬称略

	熊谷 大	参-423	9950423	6551-0423
	小池 百合子	衆1-501	50501	3503-6775
	上月 良祐	参-704	9950704	6551-0704
	河野 太郎	衆2-1103	71103	3500-5360
	古賀 篤	衆2-216	70216	3508-3861
	古賀 友一郎	参-1206	9951206	6551-1206
事務局次長	國場 幸之助	衆2-1016	71016	3508-3061
副会長	小坂 憲次	参-1209	9951209	6551-1209
	後藤 茂之	衆1-704	50704	3508-3452
	小松 裕	衆2-1004	71004	3508-3945
	今野 智博	衆1-1123	51123	3508-3851
事務局次長	坂井 学	衆2-1119	71119	3508-3369
	酒井 庸行	参-723	9950723	6551-0723
	桜井 宏	衆1-705	50705	3508-3216
	櫻田 義孝	衆2-1117	71117	3508-3501
	佐々木 紀	衆2-301	70301	6273-3012
	左藤 章	衆2-924	70924	3508-3941
副幹事長	佐藤 信秋	参-722	9950722	6551-0722
顧問	山東 昭子	参-310	50310	6551-0310
	塩崎 恭久	衆1-1102	51102	3508-3619
副幹事長	柴山 昌彦	衆2-822	70822	3508-7715
	島尻 安伊子	参-405	9950405	6551-0405
	島田 佳和	衆1-723	50723	3508-3989
	清水 誠一	衆2-517	70517	3508-3947
顧問	下村 博文	衆2-622	70622	3597-2772
	白石 徹	衆1-523	50523	3508-3439
	白須賀 貴樹	衆1-1122	51122	
	末松 信介	参-905	995905	5512-2616
	末吉 光徳	衆2-1102	71102	3508-3360
	菅原 一秀	衆2-1020	71020	3508-3264
	世耕 弘成	参-1017	9951017	6551-1017
	瀬戸 隆一	衆2-420	70420	3508-3765
	高木 宏壽	衆2-405	70405	3508-3267
	高橋 克法	参-324	50324	6551-0324
事務局次長	武井 俊輔	衆2-1017	71017	3508-3718
	武部 新	衆2-1010	71010	3502-5190
副会長	竹本 直一	衆2-1221	71221	3597-2804
副会長	伊達 忠一	参-612	9950612	5156-8070
	田中 英之	衆2-604	70604	3508-3807
	谷川 弥一	衆2-1101	71101	3506-0557
	塚田 一郎	参-1117	9951117	6551-1117
	津島 淳	衆2-1204	71204	3508-3033
	鶴保 庸介	参-313	9950313	6551-0313
	富樫 博之	衆2-1019	71019	3508-3725
	富岡 勉	衆2-421	70421	3508-3891
	中泉 松司	参-703	9950703	6551-0703
	永岡 桂子	衆1-714	50714	3508-3724
	長坂 康正	衆1-1007	51007	3508-3863
事務局次長	中村 裕之	衆2-406	70406	3508-3886
	中山 展宏	衆2-311	70311	3508-3915
	中山 泰秀	衆1-1216	51216	3508-3828
	西村 明宏	衆2-324	70324	3508-3873

国際観光産業振興議員連盟名簿

平成26年10月15日現在
敬称略

	西村 康稔	衆1-611	50611	3508-3401
	野上 浩太郎	参-1010	9951010	6551-1010
副会長	野田 聖子	衆1-504	50504	3591-2143
事務局長	萩生田 光一	衆2-1205	71205	3508-3704
	長谷川 岳	参-619	9950619	6550-0055
顧問	鳩山 邦夫	衆2-221	70221	3580-8001
副幹事長	葉梨 康弘	衆1-1117	51117	3508-3518
	林 幹雄	衆1-612	50612	3502-5016
	原田 憲治	衆2-1112	71112	3508-3914
	比嘉 奈津美	衆1-517	50517	3508-3531
副幹事長	平井 たくや	衆1-1024	51024	3508-3307
	平沢 勝栄	衆1-1115	51115	3508-3527
	福山 守	衆1-910	50910	3508-3321
	藤井 比早之	衆1-615	50615	3508-3615
	船田 元	衆2-605	70605	3508-3706
	船橋 利実	衆1-521	50521	3508-3402
	星野 剛士	衆2-708	50708	3508-3893
	細田 健一	衆2-1220	71220	3508-3728
会長	細田 博之	衆2-513	70513	3503-7530
	堀井 巖	参-417	9950417	6551-0417
	堀井 学	衆2-408	70408	3508-3425
	堀内 詔子	衆2-407	70407	3508-3367
	牧原 秀樹	衆1-1116	51116	3508-3524
	松下 新平	参-824	9950824	6551-0824
	松本 純	衆1-302	50302	3508-3455
	松山 政司	参-1124	9951124	6551-1124
	三ツ林 裕巳	衆2-522	70522	3508-3896
	御法川 信英	衆1-901	50901	3508-3717
事務局次長	三原 じゅん子	参-823	9950823	6551-0823
	宮内 秀樹	衆1-604	50604	3508-3604
	三宅 伸吾	参-604	9950604	
	宮崎 政久	衆2-1203	71203	3508-3715
	武藤 貴也	衆1-601	50601	3508-3419
	武藤 容治	衆2-1212	71212	3508-3362
顧問	茂木 敏充	衆2-1011	71011	3508-3269
	森屋 宏	参-502	9950502	6551-0502
顧問	保岡 興治	衆2-501	70501	3508-3870
	山際 大志郎	衆1-613	50613	3508-3357
	山田 賢司	衆1-617	50617	3508-3957
副会長	山本 幸三	衆2-915	70915	3501-9303
副会長	吉川 貴盛	衆2-1202	71202	3508-3281
	民主党			
	荒井 聰	衆1-516	50516	3508-3225
	生方 幸夫	衆1-1104	51104	3508-3944
	江崎 孝	参-511	9950511	6551-0511
	大島 九州男	参-910	9950910	6551-0910
	大野 元裕	参-618	9950618	6551-0618
	小川 勝也	参-1217	9951217	6551-1217
	奥野 総一郎	衆1-1119	51119	3508-3526
	尾立 源幸	参-1008	9951008	6551-1008
	小西 洋之	参-915	9950915	6551-0915

国際観光産業振興議員連盟名簿

平成26年10月15日現在
敬称略

副会長	櫻井 充	参-512	9950512	6551-0512
副幹事長	田嶋 要	衆1-1215	51215	3508-3411
事務局次長	玉木 雄一郎	衆1-706	50706	3508-3213
	西村 まさみ	参-909	9950909	6551-0909
副会長	羽田 雄一郎	参-818	9950818	3507-0066
	広田 一	参-507	9950507	6551-0507
	藤田 幸久	参-914	9950914	6551-0914
	前田 武志	参-715	9950715	6551-0715
副会長	前原 誠司	衆1-809	50809	3592-6696
	松原 仁	衆2-709	70709	3580-7336
	安井 美沙子	参-810	9950810	6551-0810
副会長	柳澤 光美	参-1106	9951106	6551-1106
副幹事長	笠 浩史	衆1-408	50408	3508-7120
事務局次長	鷲尾 英一郎	衆2-208	70208	3508-3062
	維新の党			
	青柳 陽一郎	衆2-1013	71013	3508-3515
	東 徹	参-510	9950510	6551-0510
副幹事長	石関 貴史	衆2-1123	71123	3508-3736
	伊東 信久	衆2-1214	71214	3508-3358
	井上 英孝	衆1-404	50404	3508-3333
事務局次長	今井 雅人	衆1-1015	51015	3508-3866
	岩永 裕貴	衆1-305	50305	3508-3258
	上西 小百合	衆1-1111	51111	3508-3535
事務局次長	浦野 靖人	衆1-413	50413	3508-3222
	小熊 慎司	衆1-808	50808	3508-3438
副会長	小沢 鋭仁	衆1-405	50405	3591-2735
副会長	柿沢 未途	衆2-611	70611	3508-8807
	河野 正美	衆2-417	70417	3508-3884
	木下 智彦	衆1-1113	50113	3508-3540
	椎木 保	衆1-1013	51013	3508-3424
	清水 貴之	参-404	9950404	6551-0404
	新原 秀人	衆1-310	50310	3508-3205
	鈴木 望	衆1-906	50906	3508-3314
	高橋 みほ	衆2-817	70817	3508-3847
事務局次長	馬場 伸幸	衆1-511	50511	3508-3322
副幹事長	松浪 健太	衆1-414	50414	3508-3536
副会長	松野 頼久	衆1-312	50312	3508-8989
	丸山 穂高	衆2-910	70910	3508-3819
	村岡 敏英	衆1-807	50807	3508-3509
	山之内 毅	衆1-306	50306	3508-3306
	次世代の党			
最高顧問	石原 慎太郎	衆2-207	70207	3508-3201
事務局次長	上野 宏史	衆1-304	50304	3508-3302
	坂元 大輔	衆2-415	70415	3508-3808
事務局次長	杉田 水脈	衆1-907	50907	3508-3284
副会長	園田 博之	衆2-209	70209	3502-5142
事務局次長	田沼 隆志	衆2-416	70416	3508-3383
	中田 宏	衆2-1215	71215	3508-3293
	中野 正志	参-709	9950709	6551-0709
副会長	中山 恭子	参-1211	9951211	6551-1211

国際観光産業振興議員連盟名簿

平成26年10月15日現在
敬称略

顧問	平沼 赳夫	衆1-509	50509	3502-5084
	藤井 孝男	衆2-204	70204	3508-3815
	松田 学	衆2-815	70815	
	公明党			
	伊佐 進一	衆1-1004	51004	3508-3631
	奥水 恵一	衆1-924	50924	3508-3850
副会長	佐藤 茂樹	衆1-908	50908	3508-3510
	佐藤 英道	衆2-717	70717	3508-3287
	谷合 正明	参-922	9950922	6551-0922
副幹事長	遠山 清彦	衆1-721	50721	3508-3414
	樋口 尚也	衆2-821	70821	3508-3261
	横山 信一	参-402	9950402	6551-0402
	みんなの党			
	井上 義行	参-816	9950816	6551-0816
	松沢 成文	参-903	9950903	6551-0903
副会長	松田 公太	参-1215	9951215	6551-1215
	山口 和之	参-1113	9951113	6551-1113
	山田 太郎	参-708	9950708	6551-0708
	生活の党			
事務局次長	青木 愛	衆1-608	50608	3508-3608
最高顧問	小沢 一郎	衆1-605	50605	
	主濱 了	参-817	9950817	6551-0817
副会長	鈴木 克昌	衆1-712	50712	3508-3620
副幹事長	村上 史好	衆2-907	70907	3508-3829
	新党大地			
	鈴木 貴子	衆1-1202	51202	3508-3233
	無所属			
	長崎 幸太郎	衆2-220	70220	3508-3220
	野間 健	衆1-905	50905	3508-3636

自民党	143
民主党	23
維新	25
次世代	12
公明党	8
みんなの党	5
生活の党	5
新党大地	1
無所属	2
合計	224